

障害者雇用率制度における 雇用率算定特例

障害者の雇用を促進するために

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会を確保し、法定雇用率以上の障害者を雇用することは個々の事業主（企業）ごとに義務づけられていますが、事業主が障害者の雇用の促進及び安定を図るための措置を講じ、厚生労働大臣から認定を受けた場合には特例として、複数の事業所が雇用数を合算して算定することが認められます。

I. 子会社特例	・・・P 1
II. 関係会社特例	・・・P 5
III. 関係子会社特例	・・・P 8
IV. 特定事業主特例（事業協同組合等算定特例）	・・・P12
V. 申請様式（様式見本）	・・・P18

I. 『子会社』特例

昭和62年7月施行（平成9年10月改正）

障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主に課せられていますが、事業主（親事業主）が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受けた場合は、その子会社に雇用される労働者を親事業主に雇用されているとみなして、雇用率を算定することができます。この子会社を「**特例子会社**」といいます。

【親事業主と特例子会社の関係要件】

- ① 親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配していること。【注1】
- ② 特例子会社への役員の派遣、従業員の出向等、人的交流が密であること。【注2】

【注1】 「意思決定機関を支配」とは

連結決算の対象となる子会社の判定基準（いわゆる支配力基準）と同一のものであり、具体的には次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合に、親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配しているものと認められます。

- (1) 議決権の過半数を所有している場合（持株基準）
- (2) 議決権の40%以上50%以下を所有し、かつ以下のア～オの要件のうち、いずれか1つに該当する場合
 - ア 自己と「緊密な者」と「同意している者」とを合わせて特例子会社の過半数の議決権を所有していること。
 - イ 親事業主の役員若しくは使用人であるか、またはこれらであった者が特例子会社の取締役会等の意思決定機関の構成員の過半数を占めていること。
 - ウ 特例子会社の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
 - エ 特例子会社の資金調達額の総額の過半について融資・債務保証・担保提供を行っていること。
 - オ その他、親事業主が特例子会社の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在していること。
- (3) 議決権の40%未満しか所有していないが、自己と「緊密な者」と「同意している者」を合わせて特例子会社の過半数の議決権を所有し、上記(2)のイ～オの要件のうち、いずれか1つを満たす場合

【注2】 「人的交流が密」とは

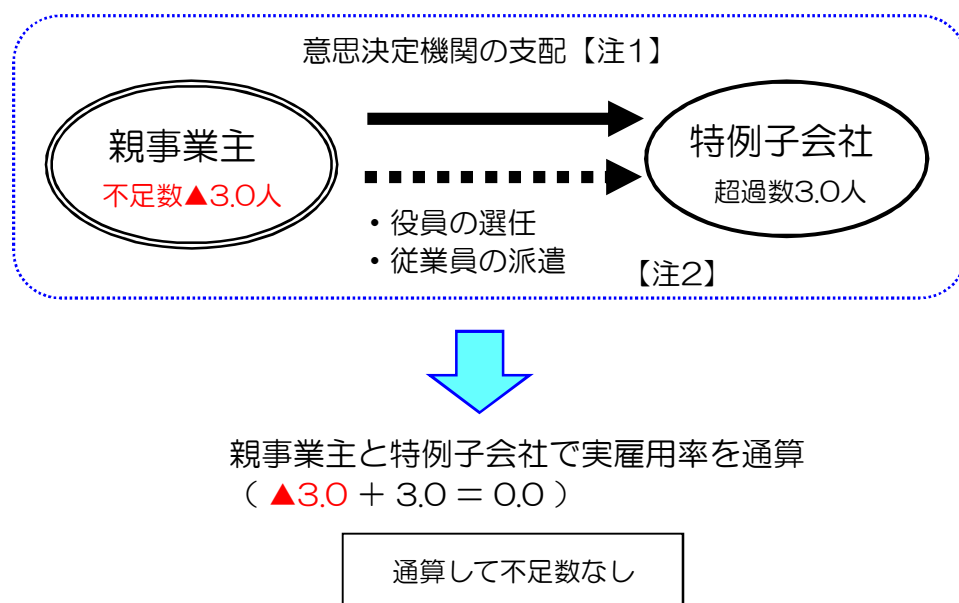
- ・ 特例子会社の役員のうち少なくとも1名以上は親事業主の役員又は従業員から選任されていること。
- ・ 特例子会社の従業員のうち相当数が親事業主から派遣されていること。
等、親事業主と特例子会社との密接な人的交流関係が必要です。

【特例子会社の要件】

- ① 株式会社であること。
- ② 雇用する障害者が5人以上で、かつ全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数の割合が30%以上であること。
(この算定において重度障害者のダブルカウントは行わず、短時間労働者については、重度・重度以外であるかを問わず1人をもって0.5人とみなす。)
- ③ 雇用する障害者である労働者へ雇用管理を適切に行うに足りる能力を有していること。
具体的には、次のいずれの要件も満たすこと。
ア 障害者のために特別に配慮した施設又は設備を設置又は整備していること。
イ 専任の指導員の配置等、障害者のために雇用管理上の特別の配慮を行っていること。
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

【特定の効果】

子会社特例の認定がなされた場合は、障害者雇用率制度の適用上、親事業主及び特例子会社を同一の事業主とみなして取り扱うこととなります。



【認定の取消】

- ① 親事業主と特例子会社の関係要件を満たさなくなったとき又は事業を廃止した場合
- ② 特例子会社についての認定要件を満たさなくなった場合

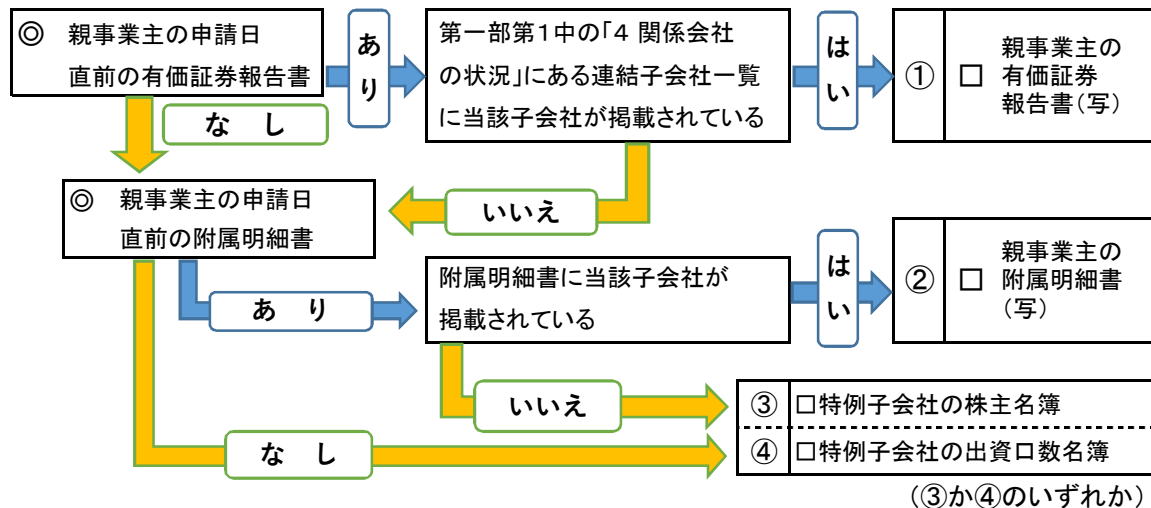
子会社特例認定申請時に必要な書類・確認資料等

I 申請書類

- 1 子会社特例認定申請書(様式第6号の5)
- 2 親事業主及び子会社の概要(様式第6号の6)

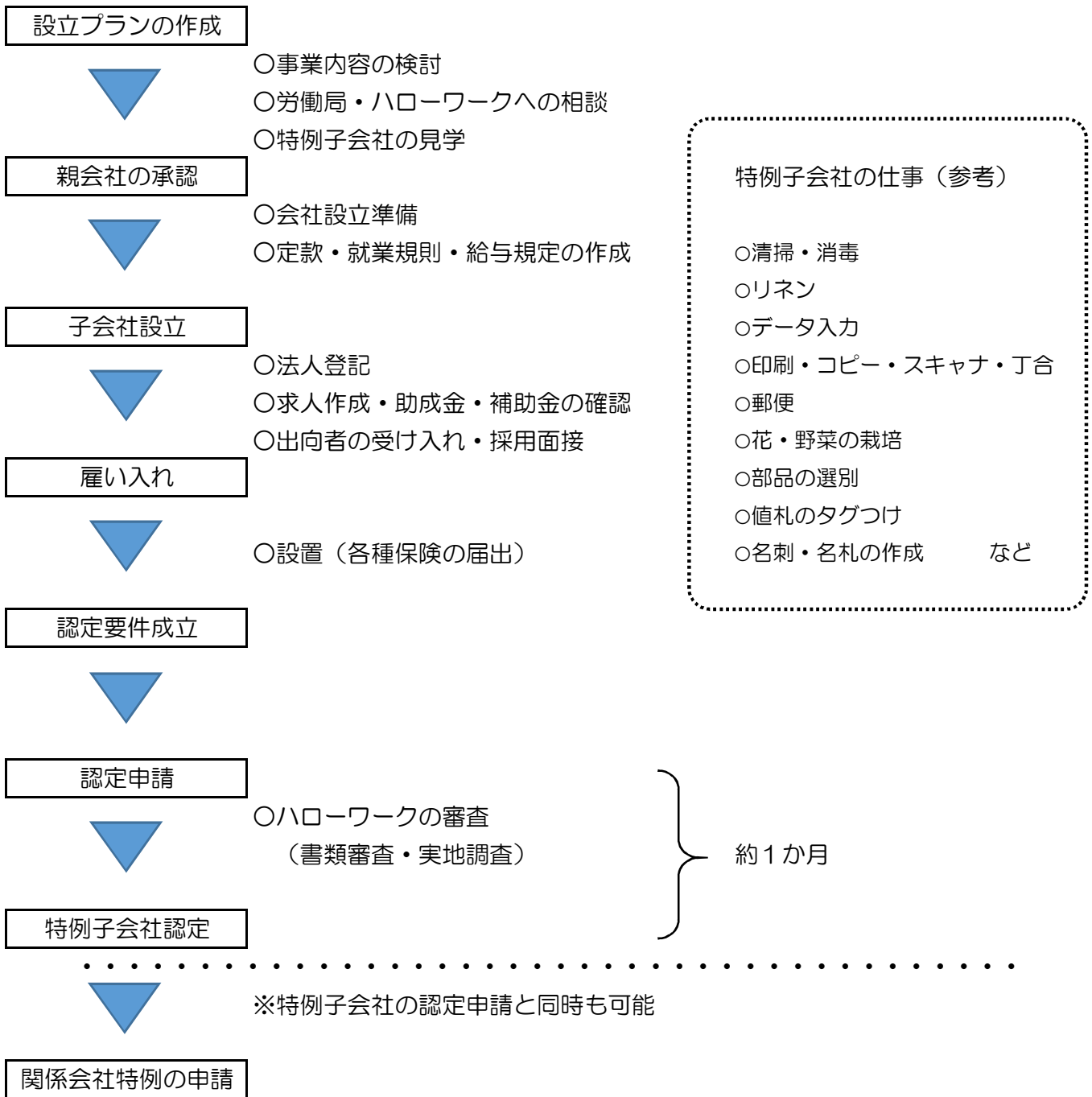
II 添付書類

- 1 意思決定機関を支配している子会社であることの確認書類



- 2 特例子会社の役員名簿
(氏名、生年月日、所属、役職名、入社年月日、親事業主からの主な略歴)
- 3 特例子会社の従業員名簿
(氏名、生年月日、所属、役職名、入社年月日、親事業主からの主な略歴)
- 4 申請日直前の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告書(写)
- 5 申請日現在における親事業主(特例子会社も含む)の障害者雇用状況報告書
- 6 法定雇用義務未達成の場合は「障害者雇用促進計画」
- 7 親事業主の最新内容の法人登記簿謄本(交付日が申請日の概ね3ヶ月以内)
- 8 特例子会社の最新内容の法人登記簿謄本(交付日が申請日の概ね3ヶ月以内)
- 9 特例子会社の定款
- 10 特例子会社の就業規則
- 11 特例子会社の給与規定
- 12 特例子会社で雇用する障害者に係る雇用契約書(雇入通知書)(写)
- 13 特例子会社における「障害者職業生活相談員選任報告書」(写)
- 14 特例子会社の図面(レイアウト図)、案内図等
- 15 特例子会社における勤務中(実習中)の写真(作業内容等が確認できるもの)

特例子会社設立までの一例



- 特例子会社の仕事（参考）
- 清掃・消毒
 - リネン
 - データ入力
 - 印刷・コピー・スキャナ・丁合
 - 郵便
 - 花・野菜の栽培
 - 部品の選別
 - 値札のタグつけ
 - 名刺・名札の作成 など

}

約1か月

- 1 事業主のメリット**
- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、障害者の能力を十分に引き出すことができる。
 - 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
 - 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
 - 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。
- 2 障害者にとってのメリット**
- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
 - 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

Ⅱ. 『関係会社』特例

平成14年10月施行

特例子会社を持つ親事業主が、特例子会社以外の他の子会社(以下「**関係会社**」という。)も含めて障害者の雇用を進める場合には、一定の要件の基に厚生労働大臣の認定を受けて、特例子会社が雇用する労働者と同様に、その関係会社が雇用する労働者についても親事業主に雇用されているとみなして、雇用率を算定することができます。

【親事業主と関係会社の関係要件】

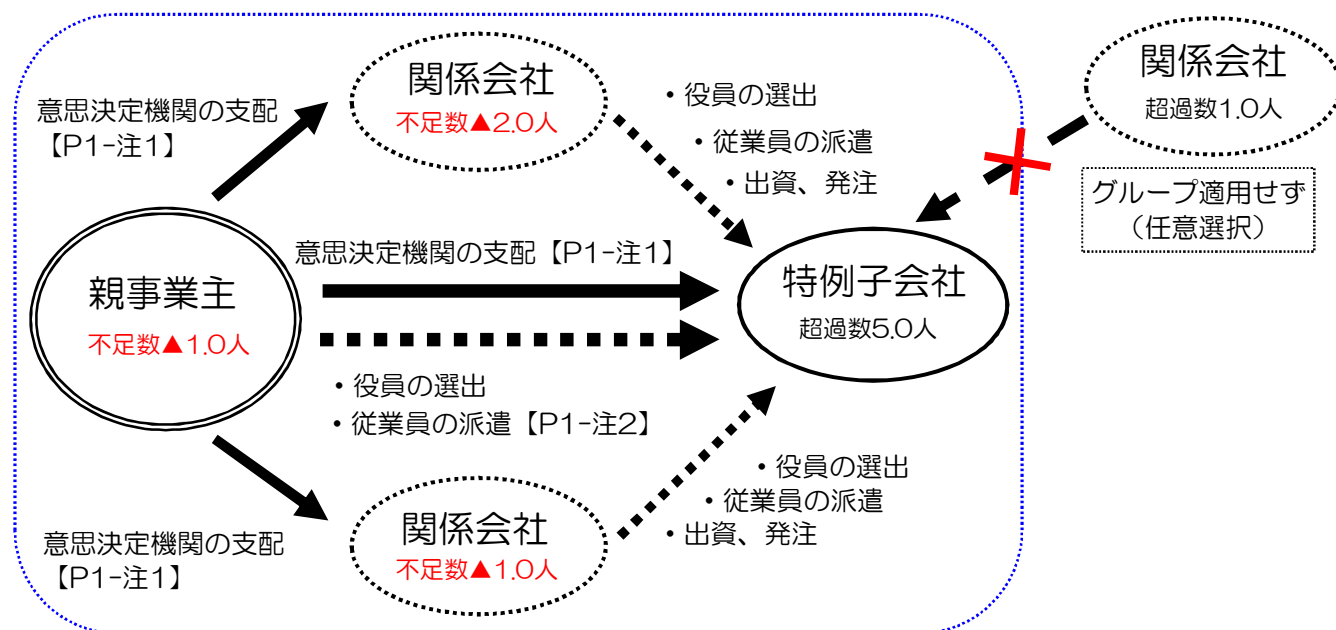
- ① 親事業主が特例子会社及び関係会社の意思決定機関を支配していること。【P1-注1と同じ】
- ② 親事業主が「障害者雇用推進者（法第78条、施行規則第37条）」を選任しており、その者が特例子会社及び関係会社についても業務を行うこと。
- ③ 親事業主が特例子会社、関係会社を含めて、グループ全体で障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。
具体的には、次のいずれの要件も満たしていること。
 - ア 申請時点においてグループ全体で合算した場合に、障害者雇用義務を果たしていること。
障害者雇用義務を果たしていない場合は、2年間で法定雇用率を達成するための具体的な障害者雇用促進計画を作成すること。
 - イ 障害者の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。
 - a 親事業主及び関係会社が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。
 - b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合を除き、関係会社から特例子会社への障害者の配置転換を行わないこと。

【関係会社の要件】

- ① 株式会社であること。
- ② 関係会社と特例子会社との人的関係若しくは営業上の関係が密であること、又は関係会社が特例子会社に出資していること。
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 特例子会社の役員のうち1名以上が関係会社の役員又は従業員から選任されていること、特例子会社の従業員のうち1名以上が関係会社から派遣されていること等関係会社と特例子会社との人的交流が密であること。
 - イ 関係会社から特例子会社に対し最低年間60万円程度の発注が行われている又は行われる見込みがあること。
 - ウ 関係会社が特例子会社に対し、100万円以上の出資又は、関係会社が特例子会社の議決権の総数の5%以上所有していること。

【認定の効果】

関係会社特例の認定がなされた場合は、障害者雇用率制度の適用上、認定に係る企業グループ全体を同一の事業主とみなして取り扱うこととなります。



親事業主、特例子会社、関係会社で実雇用率を通算
(▲1.0 + 5.0 + ▲2.0 + ▲1.0 = 1.0)

通算して超過数1.0人

【認定の取消】

- ① 親事業主と関係会社の関係要件を満たさなくなったとき又は親事業主が事業を廃止した場合
- ② 関係会社についての認定要件を満たさなくなった場合

【その他】

- ① 障害者を雇用していない子会社も認定要件を満たせば関係会社として申請することはできます。また、認定後必ずしも関係会社において障害者を雇用することは求められていませんが、グループ全体で法定雇用率を達成する必要があります。
- ② グループ適用する関係会社の範囲は、認定要件を満たしていれば、任意に選ぶことができます。したがって、全ての子会社についてグループ適用する必要はありません。

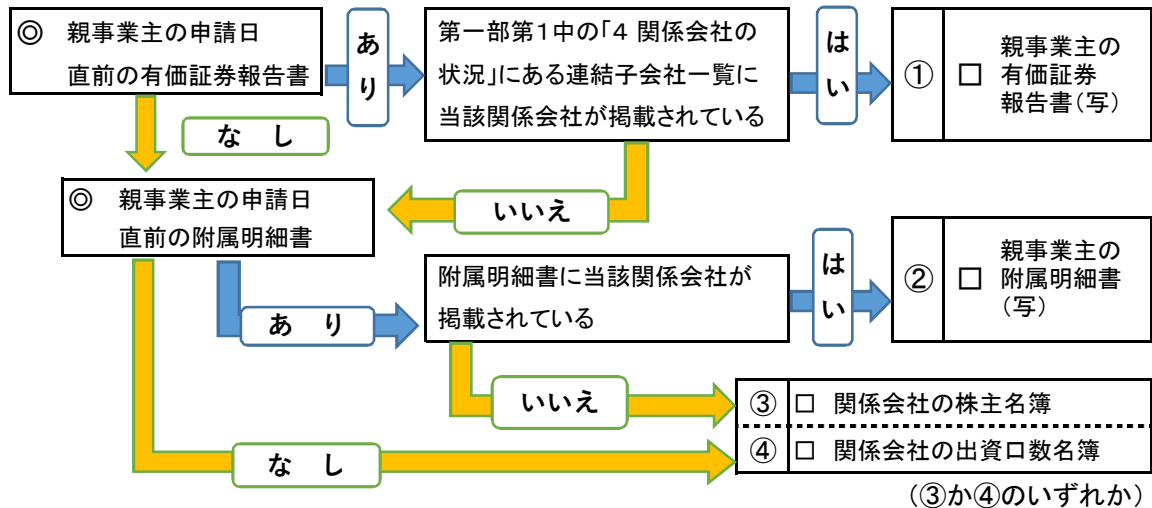
関係会社特例認定申請時に必要な書類・確認資料等

I 申請書類

- 1 関係会社特例認定申請書(様式第6号の7)
- 2 親事業主、特例子会社及び関係会社の概要(様式第6号の8)

II 添付書類

- 1 意思決定機関を支配している関係会社であることの確認書類



- 2 関係会社と特例子会社との関係に係る確認書類(①~④のうちいずれか)

- ① 特例子会社との受注(売上)実績又は見込み(年間概ね60万円以上)を証明するもの
 - a 関係会社の直近の「附属明細書」(写) (a~dのうちいずれか)
 - b 特例子会社との取引に係る領収書(写)
 - c 特例子会社との受注実績証明書(任意様式)
(関係会社名称、取引年月日、取引額、取引の主な内容、年間取引総額等記載されたもの)
 - d 「発注計画書」(任意様式)
(各月ごとの支払予定、発注の主な内容と支払予定額の合計(年額)を記載したもの)
- ② 特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿
- ③ 特例子会社の役員名簿
(氏名、生年月日、所属、役職名、入社年月日、関係会社からの主な略歴)
- ④ 特例子会社の従業員名簿
(氏名、生年月日、所属、役職名、入社年月日、関係会社からの主な略歴)

- 3 申請日直前の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告書(写)
- 4 申請日直前の6月1日現在における関係会社の障害者雇用状況報告書(写)
(新規設立等これまでに提出したことがない場合は、申請日における障害者雇用状況報告書)
- 5 申請日現在における親事業主(特例子会社及び関係会社を含む)の障害者雇用状況報告書
- 6 法定雇用義務未達成の場合は「障害者雇用促進計画」
- 7 関係会社の最新内容の法人登記簿謄本(交付日が申請日の概ね3ヶ月以内)

Ⅲ. 『関係子会社』特例

平成21年4月施行

特例子会社がない場合であっても、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、企業グループ全体（全ての子会社（以下「関係子会社」という。）が対象）で雇用率を算定することができます。

【親事業主と関係子会社の関係要件】

- ① 親事業主が関係子会社の意思決定機関を支配していること。【P1-注1と同じ】
- ② 親事業主が「障害者雇用推進者（法第78条、施行規則第37条）」を選任しており、その者が関係子会社についても業務を行うこと。
- ③ 親事業主が関係子会社を含めて、企業グループ全体で障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。
具体的には次のいずれの要件も満たしていること。
 - ア 申請時点において企業グループを合算した場合に、障害者雇用義務を果たしていること。障害者雇用義務を果たしていない場合は、2年間で法定雇用率を達成するための具体的な障害者雇用促進計画を作成すること。
 - イ 障害者の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。
 - a 親事業主及び関係子会社が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。
 - b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合を除き、関係子会社から親事業主又は他の関係子会社への障害者の配置転換を行わないこと。

【関係子会社の要件】

- ① 株式会社であること。
- ② すべての子会社が対象となるものであり、法定雇用障害者数が0人であるような子会社（その雇用する常用労働者が40.0人未満の子会社）も対象となること。
（原則として、いわゆる孫会社は含まないが、親会社が障害者雇用について孫会社に具体的に影響力を及ぼす等一定の要件を満たす場合は孫会社を関係子会社とすることができます。なお海外にある子会社は含みません。）
- ③ 2社以上の関係子会社が必要であること。
- ④ 関係子会社の規模に応じて、それぞれ常用雇用労働者数に1.2%を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。
ただし、常用雇用労働者数が300人以下の場合、次のア～ウの数以上の障害者を雇用していること。

ア	常用雇用労働者数が167人未満	障害者	0人
イ	常用雇用労働者数が167人以上250人未満	障害者	1人
ウ	常用雇用労働者数が250人以上300人以下	障害者	2人

（この算定にあたっては、重度身体障害者及び重度知的障害者はダブルカウント、重度身体障

害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は1カウント、重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者である短時間労働者は0.5カウントとみなす。)

- ⑤ 関係子会社が、雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること又は、他の関係子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、その行う業務と当該他の関係子会社の行う業務との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

具体的には次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 自ら相当数の障害者を雇用する関係子会社（以下「障害者雇用関係子会社」という。）においては、その雇用する障害者である労働者の雇用管理に適切に行うに足りる能力を有していること。

（具体的には、障害者のために作業施設・設備を改善、かつ、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など障害者雇用特別な配慮を行っていること。）

イ 上記ア以外の関係子会社においては、自ら障害者を相当数雇用し、特別の配慮を行うことができなくても、「障害者雇用関係子会社」に対して、人的関係若しくは営業上の関係を通じて障害者雇用に貢献していることが必要であること。

具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。

a 「障害者雇用関係子会社」の役員のうち1名以上が当該関係子会社の役員又は従業員から選任されていること、「障害者雇用関係子会社」の従業員のうち1名以上が当該関係子会社から派遣されていること等「障害者雇用関係子会社」との人的交流が密であること。

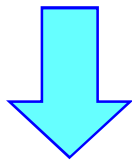
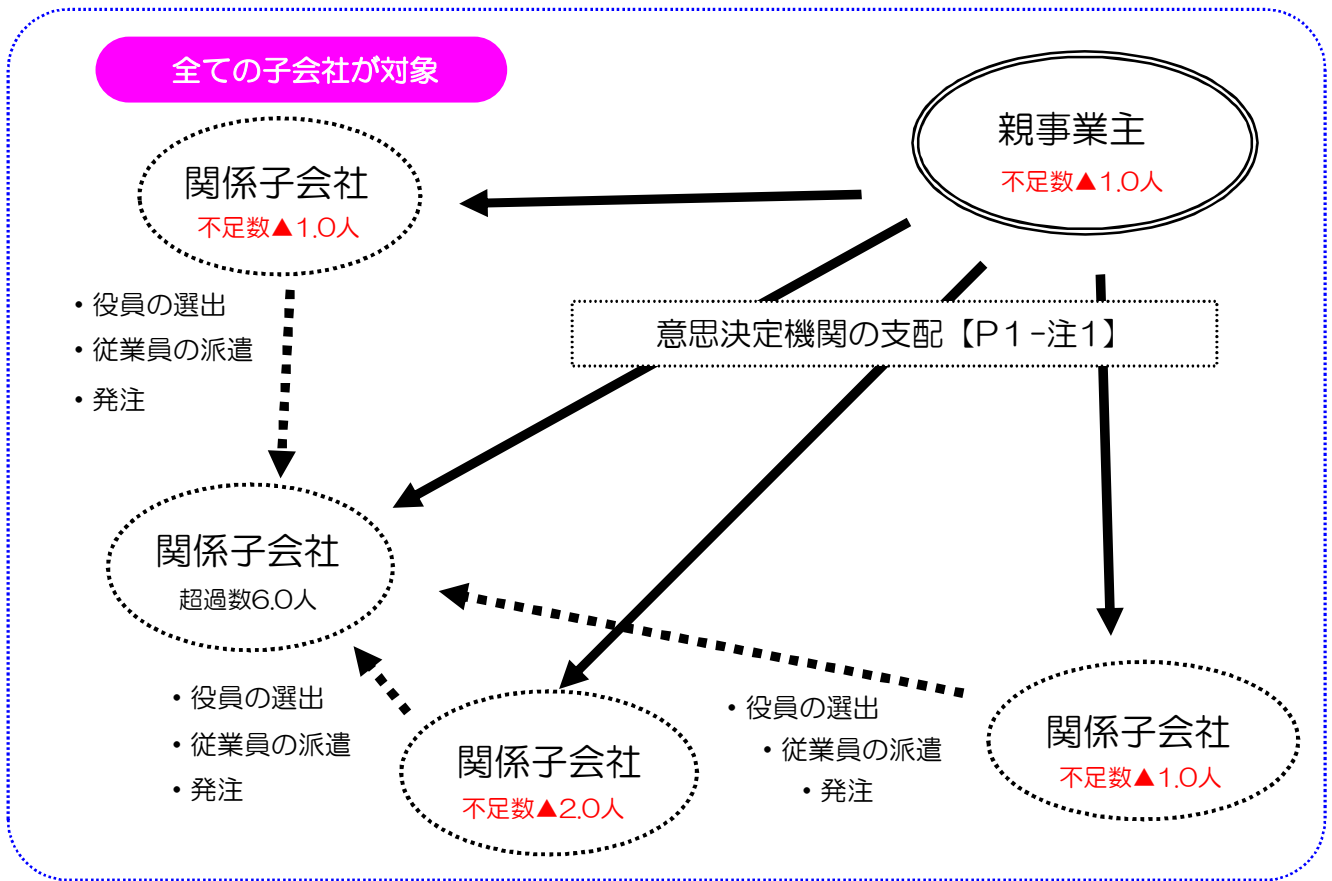
b 当該関係子会社から「障害者雇用関係子会社」に対して最低年間60万円程度の発注が行われている又は行われる見込みがあること。

【認定の効果】

関係子会社特例の認定がなされた場合は、障害者雇用率制度の適用上、認定に係る企業グループ全体を同一の事業主とみなして取り扱うこととなります。

【認定の取消】

- ① 親事業主と関係子会社の関係要件を満たさなくなったとき又は親事業主が事業を廃止した場合
- ② 関係子会社についての認定要件を満たさなくなった場合



親事業主、子会社全てを含む企業グループ全体で実雇用率を通算
 (▲1.0 + ▲1.0 + 6.0 + ▲2.0 + ▲1.0 = 1.0)

通算して超過数1.0人

関係子会社特例認定申請時に必要な書類・確認資料等

I 申請書類

- 関係子会社特例認定申請書(様式第6号の9)
- 親事業主及び関係子会社の概要(様式第6号の10)

II 添付書類

- 意思決定機関を支配している関係子会社であることの確認書類


```

graph TD
    A["◎ 親事業主の申請日  
直前の有価証券報告書"] -- あり --> B["第一部第1中の「4 関係会社の  
状況」にある連結子会社一覧に  
当該関係子会社が掲載されている"]
    A -- なし --> C["◎ 親事業主の申請日  
直前の附属明細書"]
    B -- はい --> D["① 親事業主の  
有価証券  
報告書(写)"]
    B -- いいえ --> E["附属明細書に当該関係子会社が  
掲載されている"]
    C -- あり --> E
    C -- なし --> F["③ 関係子会社の株主名簿  
④ 関係子会社の出資口数名簿  
(③か④のいずれか)"]
    E -- はい --> G["② 親事業主の  
附属明細書  
(写)"]
    E -- いいえ --> F
      
```
- 関係子会社による企業グループ全体の障害者雇用に対する貢献に係る確認書類 (①か②のいずれか)
 - 自ら相当数の障害者を雇用する関係子会社(「障害者雇用関係子会社」)においては、その雇用する障害者の適切な雇用管理が行われていることが確認できる書類
 - 障害者職業生活相談員選任報告書(写)
 - 障害者に配慮した環境整備等の内容(任意様式)
 - 自ら相当数の障害者を雇用していない関係子会社においては、「障害者雇用関係子会社」の障害者雇用に対しての貢献が確認できる書類(aかbのいずれか)
 - 「障害者雇用関係子会社」に対する発注実績又は見込み(年間概ね60万円以上)を証明するもの(ア～エのうちいずれか)
 - 「障害者雇用関係子会社」の附属明細書
 - 「障害者雇用関係子会社」との取引に係る領収書(写)
 - 「障害者雇用関係子会社」が発行する関係子会社からの「受注実績証明書」(任意様式)(関係子会社名称、取引年月日、取引額、取引の主な内容、年間取引総額等記載されたもの)
 - 「障害者雇用関係子会社」に対する「発注計画書」(任意様式)(発注先、各月ごとの支払予定、発注の主な内容と支払予定額の合計(年額)を記載したもの)
 - 「障害者雇用関係子会社」の役員名簿又は従業員名簿(氏名、生年月日、所属、役職名、入社年月日、関係子会社からの主な略歴)
- 申請日直前の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告書(写)
- 申請日直前の6月1日現在における関係子会社の障害者雇用状況報告書(写)
(新規設立等これまでに提出したことがない場合は、申請日における障害者雇用状況報告書)
- 申請日現在における親事業主(親会社及び全ての関係子会社を含む)の障害者雇用状況報告書
- 法定雇用義務未達成の場合は「障害者雇用促進計画」
- 親会社及び関係子会社の最新内容の法人登記簿謄本(交付日が申請日の概ね3ヶ月以内)

Ⅳ. 『特定事業主』特例（事業協同組合等算定特例）

平成21年4月施行（令和5年4月改正）

複数の中小企業が事業協同組合等を活用して共同で障害者の雇用機会を確保することにより、それらの中小企業全体での障害者雇用の促進が期待できるため、一定の要件の基に厚生労働大臣の認定を受けて、組合員である事業主（以下「特定事業主」という。）で雇用される労働者を事業協同組合等（特定組合等）に雇用された労働者とみなして雇用率を算定することができます。

【事業協同組合等の認定要件】

- ① 本特例の対象となる事業協同組合等
 - ア 事業協同組合
 - イ 水産加工業協同組合
 - ウ 商工組合
 - エ 商店街振興組合
 - オ 特定有限責任事業組合（LLP）
- ② 事業協同組合等の定款、規約等に、障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の障害者の雇用状況に応じて、その経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。
- ③ 事業協同組合等及び特定事業主における障害者の雇用の促進及び安定に関する事業（雇用促進事業）を適切に実施するための計画を作成し、この実施計画に従って、障害者の雇用の促進及び安定を確実に達成することができることと認められること。

具体的には、次の事項を含む実施計画（計画期間は2年間）が必要となること。

 - ア 雇用の促進事業の目標
（各年度ごとの事業協同組合等及び各特定事業主の雇用障害者数の目標を含む。）
 - イ 雇用促進事業の内容
 - ウ 雇用促進事業の実施時期
（申請時点において障害者雇用義務を果たしている場合も、実施計画の策定は必要。）
- ④ 事業協同組合等及び特定事業主においては、障害者の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。
 - ア 事業協同組合等及び特定事業主が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。
 - イ 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合を除き、特定事業主から事業協同組合等への障害者の配置転換を行わないこと。
- ⑤ 事業協同組合等が自ら雇用する障害者である労働者が1人以上であり、かつ、当該事業協同組合が雇用する労働者の総数に対する割合が20%以上であること。

（この算定において重度障害者のダブルカウントは行わず、短時間労働者については、重度・重度以外であるかを問わず1人をもって0.5人とみなす。）
- ⑥ 事業協同組合等が、自ら雇用する障害者である労働者へ雇用管理を適切に行うに足りる能力を有していること。

具体的には、次のいずれの要件も満たすこと。

 - ア 障害者のために特別に配慮した施設又は設備を設置又は整備していること。
 - イ 専任の指導員の配置等、障害者のために雇用管理上の特別の配慮を行っていること。

【特定事業主の認定要件】

- ① 事業協同組合等の組合員であること。
- ② 雇用する常用労働者の数が400人以上である事業主であること。
- ③ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は他の特定事業主特例の認定を受けておらず、当該認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主でないこと。
- ④ 事業協同組合等が行う事業と特定事業主の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 事業協同組合等の役員のうち1名以上が特定事業主の役員又は従業員から選任されていること、事業協同組合等の従業員のうち1名以上が特定事業主から派遣されていること等事業協同組合等と特定事業主との人的交流が密であること。

イ 特定事業主から事業協同組合等に対し、障害者を雇用して行う業務について定期的に発注が行われている又は行われる見込みがあること。

- ⑤ 特定事業主の規模に応じて、それぞれ常用雇用労働者数に1.2%を乗じた数(小数点以下は切り捨て)以上の障害者を雇用していること。

ただし、常用雇用労働者数が300人以下の場合、次のア～ウの数以上の障害者を雇用していること。

ア 常用労働者数が167人未満 障害者 0人

イ 常用労働者数が167人以上250人未満 障害者 1人

ウ 常用労働者数が250人以上300人以下 障害者 2人

(この算定にあたっては、重度身体障害者及び重度知的障害者はダブルカウント、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は1カウント、重度以外の身体障害者及び重度以外の知的障害者である短時間労働者は0.5カウントとみなす。)

【LLPの認定要件】(上記【特定事業主の認定要件】に加えて以下の要件を満たす必要がある。)

- ① 中小企業者※1又は小規模の事業者※2のみがその組合員となっていること。
- ② 組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。
- ③ 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。
- ④ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。
- ⑤ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと。
- ⑥ 解散の事由が生じた場合の措置として、以下について実施計画に記載すること。
 - ア 組合が雇用する障害者を特定事業主が雇用すること。
 - イ 特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主(特定事業主を除く)に対し、特定障害者の雇入れを求め、その他の特定障害者の新たな雇用の機会を提供すること。

※1 中小企業者に該当するものは以下のとおり

- a 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、その他の法人たる事業者と常時使用する従業員の数が300人以下の会社、及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（bからdまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
- b 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- c 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの。
- d 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの。

※2 小規模の事業者とは以下の要件に該当する者を指し、社会福祉法人やNPO法人等の中小企業基本法上の中小企業者に含まれないものが該当する。子会社、関係会社、関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除き、以下の要件に該当するもの

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者
- ② 常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者

【認定の効果】

特定事業主特例の認定がなされた場合は、障害者雇用率制度の適用上、事業協同組合等及び特定事業主全体を同一の事業主とみなして取り扱うこととなります。

【認定の取消】

- ① 事業協同組合等と特定事業主の関係要件を満たさなくなったとき又は事業を廃止した場合
- ② 特定事業主特例についての認定要件を満たさなくなった場合

組合員として協同組合等の協同事業に参加

特例の対象となる範囲

特定事業主

不足数▲2.0人

特定事業主

不足数▲1.0人

特定事業主

超過数1.0人

雇用促進事業に参加

- ・ 役員の選出
- ・ 従業員の派遣
- ・ 発注

事業協同組合等

超過数3.0人

企業A

常用労働者
40.0人未満

企業B

雇用促進事業へ不参加

組合員として事業協同組合等の協同事業に参加している企業であっても、

① 障害者の雇用義務が0人である企業 → 企業A

② 雇用促進事業には参加しない企業 → 企業B

は、この特例の対象になりません。

事業協同組合等及び特定事業主で実雇用率を通算
(3.0 + ▲2.0 + ▲1.0 + 1.0 = 1.0)

通算して超過数1.0人

特定事業主特例認定（事業協同組合等算定特例） 申請時に必要な書類・確認資料等

I 申請書類

- 1 特定事業主特例認定申請書（様式第6号の11）
- 2 事業協同組合等及び特定事業主の概要（様式第6号の12）

II 添付書類

- 1 組合員名簿等の写し
(特定事業主が事業協同組合等に出資し雇用促進事業に係る共同事業に参加していることを示す書類)
- 2 雇用促進実施計画書

-
- 3 特定事業主による事業協同組合等に対する貢献に係る確認書類(①か②のいずれか)
 - ① 人的関係(aかbのいずれか)
 - a 事業協同組合等の役員名簿
 - b 事業協同組合等の従業員名簿
 - ② 営業上の関係
(aで受注実績が確認できず、bの添付が困難であればcかdのいずれか)
 - a 事業協同組合等の直近の附属明細書
 - b 特定事業主からの受注に係る領収書(写)
 - c 特定事業主からの受注実績証明書(任意様式)
(特定事業主名称、取引年月日、取引額、取引の主な内容、年間取引総額等を記載)
 - d 特定事業主の事業協同組合等への発注計画書(任意様式)
(発注先である事業協同組合等名称、各月ごとの支払予定額、発注の主な内容を記載)

-
- 4 申請日直前の6月1日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告書(写)
 - 5 申請日直前の6月1日現在における特定事業主の障害者雇用状況報告書(写)
 - 6 申請日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告書
 - 7 申請日現在における特定事業主の障害者雇用状況報告書
 - 8 事業協同組合等の登記簿謄本等(写)
 - 9 事業協同組合等の定款・規約等(写)



子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は
特定事業主特例の認定の申請がされた場合、
障害者雇用納付金制度の適用は
年度の初め(4月1日)までさかのぼります。

問合せ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
愛知支部 高齢・障害者業務課
☎052-218-3385

V. 申請様式（様式見本）

<子会社特例にかかる申請様式>

（日本産業規格 A 列 4）

様式第 6 号の 5（第 4 条の 2 第 1 項関係）

子 会 社 特 例 認 定 申 請 書

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

（親事業主） _____ 及び （子会社） _____

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第 44 条第 1 項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 8 条の 3 第 1 項の規定により、同条第 2 項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 名称については、法人である事業主にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 この申請書には、様式第 6 号の 6 のほか、様式第 6 号の 6（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

親事業主及び子会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要	① 氏名又は名称	② 住所又は主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
B 子会社の概要	⑥ 名称及び代表者の氏名	⑦ 主たる事務所の所在地	⑧ 事業の種類	産業分類番号	⑨ 事業所の数		
C 親事業主の所有する議決権	⑩ 子会社の総株主又は総社員の議決権の数		⑪ ⑩のうち親事業主の所有する議決権の数		⑫ $\frac{\text{⑪}}{\text{⑩}} \times 100$		
					%		
D 子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況	⑬ 常用雇用労働者の数	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)				人	
		(ロ) 短時間労働者の数				人	
		(ハ) 常用雇用労働者の数[イ+ロ×0.5]				人	
	⑭ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	(イ) 重度身体障害者の数				人	
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数				人	
		(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数				人	
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数				人	
		(ホ) 重度知的障害者の数				人	
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数				人	
		(ト) 重度知的障害者である短時間労働者の数				人	
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数				人	
		(リ) 精神障害者の数				人	
(ル) 計[イ+ロ+ホ+ヘ+リ+(ハ+ニ+ト+チ)×0.5]+ヌ]				人			
⑮ $\frac{\text{⑭のル}}{\text{⑬のハ}} \times 100$				⑯ $\frac{\text{⑭のル}-\{\text{⑭のロ}+(\text{⑭のニ} \times 0.5)\}}{\text{⑭のル}} \times 100$			
				%			
E 親事業主と子会社の人的関係	⑰ 子会社の役員の数 親事業主からの選任状況	(イ) 子会社の役員数	(ロ) (イ)のうち親事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{\text{ロ}}{\text{イ}} \times 100$	(ニ) 親事業主から選任されている役員の氏名、子会社における役職及び略歴		
		人	人	%			
	⑱ 子会社の従業員のうち親事業主から派遣されている者の状況	(イ) 子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち親事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{\text{ロ}}{\text{イ}} \times 100$	(ニ) 親事業主から派遣されている者の主な職名		
		人	人	%			
F 子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況	⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別に配慮した施設又は設備の概要						
	⑳ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況						
	(イ) 専任の指導員等の配置状況			(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況			
㉑ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容							

様式第6号の6（裏面）

〔注意〕

- 1 ①欄の名称については、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ③欄及び⑧欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑨欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 親事業主がこの申請に係る子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。）の写し、この申請に係る子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 5 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条又は第45条の特例の認定を受けている者については、当該特例に係る子会社及び関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含む。）を添付すること。
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（特例会社（現在申請中のものを含む。）及びこの申請に係る子会社に雇用されている労働者に係るものを含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の2(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 6 ⑬(ハ)欄及び⑭(ル)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑫欄、⑮欄、⑯欄、⑰(ハ)欄及び⑱(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 ⑬(イ)欄並びに⑭(イ)、(ロ)、(ホ)、(ハ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこととする。
- 9 D欄には、申請日の雇用状況に基づき記載すること。
- 10 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

(日本産業規格 A 列 4)

様式第 6 号の 7 (第 4 条の 3 第 1 項関係)

関係会社特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

(親事業主) _____、 (特例子会社) _____

及び(関係会社) _____ は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第 45 条第 1 項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 8 条の 5 第 1 項の規定により、同条第 2 項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

[注意]

- 1 「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第 44 条の特例に係る子会社をいい、「関係会社」とは、法第 45 条の特例に係る関係会社をいうこと。
- 2 個人である親事業主については当該親事業主の氏名を記入すること。
- 3 この申請書には、様式第 6 号の 8 のほか、様式第 6 号の 8 (裏面) [注意] において添付することとされている関係書類を添付すること。

親事業主、特例子会社及び関係会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号 ()	④ 事業所の数	⑤ 障害者雇用推進者
B 特例子会社の概要					
⑥ 名称及び代表者の氏名	⑦ 主たる事務所の所在地	⑧ 事業の種類	産業分類番号 ()	⑨ 事業所の数	⑩ 直近の事業年度の末日における資本金の額 万円
⑪ 認定状況	昭和・平成・令和 年 月 日 (認定・申請書提出) (該当するものに○を付ける。)				
C 関係会社の概要					
⑫ 名称及び代表者の氏名	⑬ 主たる事務所の所在地 (公共職業安定所)	⑭ 事業の種類	産業分類番号 ()	⑮ 事業所の数	⑯ 直近の事業年度の末日における資本金の額 万円
D 親事業主の所有する議決権					
⑰ 関係会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑱ ⑰のうち親事業主の所有する議決権の数	⑲ $\frac{⑱}{⑰} \times 100$		%	
E-1 関係会社と特例子会社の人的関係					
⑳ 特例子会社の役員 の関係会社からの選任状況	(イ) 特例子会社の役員数 人	(ロ) (イ)のうち関係会社の役員 又は職員から選任されてい る者の数 人	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ %	(ニ) 関係会社から選任されている役員 の氏名、特例子会社における役職及び略歴	
㉑ 特例子会社の従業員 のうち関係会社から派遣さ れている者の状況	(イ) 特例子会社の従業員 の総数 人	(ロ) (イ)のうち関係会社から派 遣されている者の数 人	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ %	(ニ) 関係会社から派遣されている者 の主な職名	
E-2 関係会社と特例子会社の営業上の関係					
㉒ 特例子会社の直近の事業年度に おける関係会社からの受注(売 上げ)の実績 千円			㉓ 特例子会社の次の事業年度に おける関係会社からの受注(売 上げ)の見込み 千円		
E-3 関係会社から特例子会社への出資					
㉔ 関係会社から特例子会社へ の出資の状況	(イ) 直近の事業年度の末日に おける特例子会社の資本金の 額 万円	(ロ) (イ)のうち関係会社から特 例子会社への出資金の額 万円	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ %		

様式第6号の8 (裏面)

〔注意〕

- 1 「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第44条の特例における子会社をいい、「関係会社」とは、法第45条の特例における関係会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄、⑧欄及び⑭欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の（ ）内には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄、⑨欄及び⑮欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑤欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る特例子会社及びこの申請書により法第45条の特例の認定を申請する関係会社（以下単に「この申請に係る関係会社」という。）についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る特例子会社について記載すること。
- 8 ⑩欄には、当該特例子会社が既に法第44条の特例の認定を受けている場合には「認定」に○を付けた上で認定年月日を、現在申請中である場合には「申請書提出」に○を付けた上で申請書提出年月日を記載すること。
- 9 C欄には、この申請書により法第45条の特例の認定を申請する関係会社について記載すること。
- 10 ⑬欄の（ ）内には、この申請に係る関係会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 11 親事業主が当該関係会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（証券取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 12 E欄については、当該特例子会社と当該関係会社との関係について、E-1、E-2又はE-3のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) ②欄の(ハ)、②欄の(ハ)及び④欄の(ハ)には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
 - (2) ②欄については、当該特例子会社の受注（売上げ）の実績を証明するもの（関係会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等）を添付すること。
 - (3) ②欄については、発注計画書を添付すること。
 - (4) ④欄については、当該特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿を添付すること。
- 13 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社及び関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含む。）及びこの申請に係る関係会社の障害者雇用状況報告（様式第6号）（当該関係会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の2(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該親事業主に係る全ての特例会社（現在認定申請中のもの及びこの申請に係る関係会社を含む。）に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の2(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 14 13において添付する書面において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第6号の9（第4条の4第1項関係）

（日本産業規格A列4）

関係子会社特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

（親事業主） 及び （関係子会社）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条の2第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の6第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例に係る関係子会社をいうこと。
- 2 個人である親事業主については当該親事業主の氏名を記入すること。
- 3 この申請書には、様式第6号の10のほか、様式第6号の10（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

親事業主及び関係子会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額
⑥ 障害者雇用推進者	(イ) 役職名	(ウ) 氏名			
B 関係子会社の概要					
⑦ 名称及び代表者の氏名	⑧ 主たる事務所の所在地 (公共職業安定所)	⑨ 事業の種類	産業分類番号	⑩ 事業所の数	⑪ 直近の事業年度の末日における資本金の額
C 親事業主の所有する議決権					
⑫ 関係子会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑬ ⑫のうち親事業主の所有する議決権の数	⑭ $\frac{⑬}{⑫} \times 100$			
				%	
D 関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑮ 常用雇用労働者の数		⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+(ロ×0.5)]	人	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ス) 知的障害者数 [(イ×2)+ロ+(ロ×0.5)]	人
⑰ ⑮のハ×1.2%		(ホ) 身体障害者数 [(イ×2)+ロ+(ニ×0.5)]	人	(セ) 精神障害者数	人
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(テ) 精神障害者である短時間労働者数	人
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(チ) 精神障害者数 [セ+テ]	人
				(カ) 計 [ホ+ス+チ]	人
E-1 関係子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況					
⑱ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要					
⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
(イ) 専任の指導員等の配置状況	(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況				
⑳ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容					
E-2 関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係					
E-2 (1) 人的関係	㉑ 他の関係子会社の役員のうちBの関係子会社からの選任状況	(イ) 他の関係子会社の役員数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から選任されている役員の氏名、他の関係子会社における役職及び略歴
	㉒ 他の関係子会社の従業員のうちBの関係子会社から派遣されている者の状況	(イ) 他の関係子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から派遣されている者の主な職名
E-2 (2) 営業上の関係	㉓ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績			千円	㉔ Bの関係子会社の次の事業年度における他の関係子会社に対する発注の見込み
				千円	千円

様式第6号の10（裏面）

〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の（ ）内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 10 ⑭欄、⑰(ハ)欄及び⑳(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑰(イ)欄並びに⑰(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び⑳(ロ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑱欄には、⑰欄の数に1.2%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載すること。
- 13 ⑰(ハ)欄並びに⑰(ホ)、(セ)、(ケ)及び㉑欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
 - (2) ㉒欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績（受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額）を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの（当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。）を添付すること。
 - (3) ㉓欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の3(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の3(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第6号の11（第4条の5第1項関係）

（日本産業規格A列4）

特定事業主特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

（事業協同組合等） 及び （特定事業主）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条の3第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の7第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

〔注意〕

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例に係る事業協同組合等及び特定事業主をいうこと。
- 2 この申請書には、様式第6号の12のほか、様式第6号の12（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。

事業協同組合等及び特定事業主の概要

令和 年 月 日現在

A 事業協同組合等の概要					
① 名称及び代表者の氏名		② 主たる事務所の所在地		③ 事業の種類	④ 事業所の数
B 特定事業主の概要					
⑤ 名称及び代表者の氏名		⑥ 主たる事務所の所在地		⑦ 事業の種類	⑧ 事業所の数
⑨ 子会社特例認定等の有無		(有・無) (公共職業安定所)			
C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑩ 常用雇用労働者の数		⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			⑫
(イ) 常用雇用労働者数	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ト) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+(ロ×0.5)]	人	(ホ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(リ) 精神障害者数	人
		(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ル) 精神障害者である短時間労働者数	人
		(ニ) 重度知的障害者数	人	(ル) 計 [(イ+ロ+ホ+ヘ+リ)+(ハ+ニ+ト+チ)×0.5]+又]	人
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人		%
D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況					
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要					
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
(イ) 専任の指導員等の配置状況		(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況			
E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況					
⑮ 常用雇用労働者の数		⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(ト) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+(ロ×0.5)]	人	(ホ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(リ) 知的障害者数[(ヘ×2)+ト+チ+(ロ×0.5)]	人
		(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ル) 精神障害者数	人
		(ニ) 身体障害者数[(イ×2)+ロ+ハ+(ニ×0.5)]	人	(ル) 精神障害者である短時間労働者数	人
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(リ) 精神障害者数[ル+リ]	人
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(リ) 計 [ホ+ヌ+リ]	人
F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係					
F-1 人的関係	⑰ 事業協同組合等の役員の特任状況	(イ) 事業協同組合等の役員数	(ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 特定事業主から選任されている役員の氏名、事業協同組合等における役職及び略歴
		人	人	%	
F-2 営業上の関係	⑱ 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	(イ) 事業協同組合等の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 特定事業主から派遣されている者の主な職名
		人	人	%	
	⑲ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の実績	⑳ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の見込み			
		千円			千円

様式第6号の12 (裏面)

[注意]

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例における事業協同組合等及び特定事業主をいうものであること。
- 2 ③欄及び⑦欄には、当該事業協同組合又は特定事業主の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑧欄には、当該事業協同組合等又は特定事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、この申請に係る特定事業主について記載すること。
- 5 ⑥欄の（ ）内には、この申請に係る特定事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 6 事業協同組合等であることを示す書類（事業協同組合等に係る登記簿謄本の写し等）及び特定事業主が当該事業協同組合等に出資しており、雇用促進事業（法第45条の3第1項第3号に規定するものをいう。）に係る共同事業に参加していることを示す書類（組合員名簿等の写し）を添付すること。
- 7 ⑨欄には、この申請に係る特定事業主が子会社特例（法第44条）、関係会社特例（法第45条）、関係子会社特例（法第45条の2）若しくは他の特定事業主特例（法第45条の3）の認定を受けている場合又はこれらの認定に係る子会社、関係会社、関係子会社若しくは特定事業主である場合には「有」に、そうでない場合には「無」に○を付けること。
- 8 ⑩(イ)欄、⑪(イ)、(ロ)、(ホ)、(ハ)及び(リ)欄、⑮(イ)欄並びに⑯(イ)、(ロ)、(ハ)、(ト)及び(ル)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 9 ⑫欄、⑰(ハ)欄及び⑱(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑩(ハ)欄、⑪(ル)欄、⑮(ハ)欄及び⑯(ホ)、(ヌ)、(リ)及び(カ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 F欄については、当該事業協同組合等と当該特定事業主との関係について、F-1又はF-2のいずれかを選択して記入すること。
 - (1) ⑲欄については、当該事業協同組合等の受注（売上げ）の実績を証明するもの（領収書の写し等）を添付すること。
 - (2) ⑳欄については、発注計画書を添付すること。
- 12 当該事業協同組合等の定款、規約等（当該事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて徴収に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあるもの）の写しを添付すること。
- 13 直近の6月1日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る特定事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）（常用労働者数が43.5人未満である場合、新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の4(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。

また、申請の日現在における事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者雇用状況報告（様式第6号の4(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 14 法第45条の3第1項第3号の実施計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

ハローワークの所在地及び管轄区域等一覧表

令和5年9月現在

安定所番号	安定所名 (出張所名)	所在地 (郵便番号)	電 話	管 轄 区 域
2302	名古屋中	名古屋市中区錦2-14-25 (〒460-8640) ヤマイチビル	★ハローワーク・コールセンター 052 (855) 3740	西区 中村区 中区 中川区 北区 北名古屋市 清須市 西春日井郡
2303	名古屋南	名古屋市熱田区 旗屋2-22-21 (〒456-8503)	★ハローワーク・コールセンター 052 (681) 1211	瑞穂区 熱田区 港区 南区 緑区 豊明市
2301	名古屋東	名古屋市名東区 平和が丘1-2 (〒465-8609)	★ハローワーク・コールセンター 052 (774) 1115	千種区 昭和区 名東区 天白区 東区 守山区 日進市 長久手市 愛知郡
2304	豊 橋	豊橋市大国町111 (豊橋地方合同庁舎1階) (〒440-8507)	★ハローワーク・コールセンター 0532 (52) 7191	豊橋市 田原市
2305	岡 崎	岡崎市羽根町字北館地50-1 (岡崎合同庁舎1階) (〒444-0813)	★ハローワーク・コールセンター 0564 (52) 8609	岡崎市 額田郡
2306	一 宮	一宮市八幡4-8-7 (一宮労働総合庁舎内) (〒491-8509)	★ハローワーク・コールセンター 0586 (45) 2048	一宮市 稲沢市 (平和町を除く。)
2307	半 田	半田市宮路町200-4 (半田地方合同庁舎1階) (〒475-8502)	★ハローワーク・コールセンター 0569 (21) 0023	半田市 常滑市 東海市 知多市 知多郡
2308	瀬 戸	瀬戸市東長根町86 (〒489-0871)	0561 (82) 5123	瀬戸市 尾張旭市
2309	豊 田	豊田市常盤町3-25-7 (〒471-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0565 (31) 1400	豊田市 みよし市
2310	津 島	津島市寺前町2-3 (〒496-0042)	★ハローワーク・コールセンター 0567 (26) 3158	津島市 愛西市 稲沢市 (平和町) 弥富市 あま市 海部郡
2311	刈 谷	刈谷市若松町1-46-3 (〒448-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0566 (21) 5001	刈谷市 安城市 知立市 高浜市 大府市
	碧南出張所	碧南市浅間町1-41-4 (〒447-0865)	0566 (41) 0327	碧南市
2312	西 尾	西尾市熊味噌小松島41-1 (〒445-0071)	0563 (56) 3622	西尾市
2313	犬 山	犬山市松本町2-10 (〒484-8609)	★ハローワーク・コールセンター 0568 (61) 2185	犬山市 江南市 岩倉市 丹羽郡
2314	豊 川	豊川市千歳通1-34 (〒442-0888)	★ハローワーク・コールセンター 0533 (86) 3178	豊川市
	蒲郡出張所	蒲郡市港町16-9 (〒443-0034)	0533 (67) 8609	蒲郡市
2315	新 城	新城市西入船24-1 (〒441-1384)	0536 (22) 1160	新城市 北設楽郡
2317	春 日 井	春日井市南下原町2-14-6 (〒486-0841)	★ハローワーク・コールセンター 0568 (81) 5135	春日井市 小牧市

◎「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号について

「★ハローワーク・コールセンター」の表示のある電話番号は、自動音声応答による取り次ぎサービスを行っています。
音声案内にしたがって、「部門コード」と「#」を押すことによって、担当係へお取り次ぎを行います。
なお、お問合せ先の「部門コード」がご不明な場合は、「9」と「#」を押すことによって「部門コード」の案内が流れます。
また、初めてお問合せをする方やお問合せ先がご不明な方は「1」と「#」を押していただくことにより、総合案内へお取り次ぎします。
(ダイヤル式の電話機をご使用の場合は、アナウンス終了後に総合案内へおつなぎしますのでそのままお待ちください。)

